

◆精神科訪問看護 相談から利用の流れ

訪問看護の依頼

主治医または、病棟・外来の看護師・精神保健福祉士・地域移行推進室にご相談ください。
精神科訪問看護を開始するには主治医の指示が必要です。



訪問の日程

初回の訪問日を相談します。
以降はその都度、利用者のご都合を確認し調整します。



訪問回数

最高週4回まで可能ですが、利用者の状態や希望に応じて主治医と相談しながら決めていきます。(週1回～月1回)



訪問時間

1回 30分程度です。

※詳細は地域移行推進室まで
お問い合わせください。

まずはご相談ください。

受付時間

月曜日～金曜日 9時～16時
第1・3・5土曜日 9時～11時30分

病院休診日

第2・第4土曜日、日曜・祝日・年末年始

お問い合わせ先

TEL : 0184-22-1604(代)
FAX : 0184-22-7770

地域移行推進室 まで



特定医療法人 荘和会 菅原病院
〒015-0012
秋田県由利本荘市石脇字田尻33
<http://www.showa-kai.or.jp/>

精神科 訪問看護

利用のご案内



地域社会の中で、より安定した日常生活が送れるようお手伝いいたします。



特定医療法人 荘和会
菅原病院

◆精神科訪問看護とは？

病院を退院された方、あるいは外来通院されている方々が、安心して治療を継続しながら自宅での快適な生活を送ることが出来るように看護師・作業療法士・精神保健福祉士などが、主治医の指示により、利用者様やご家族の了解を得てご自宅に伺います。地域社会の中で、より安定した日常生活が送れるようお手伝いするのが精神科訪問看護です。



◆次のような方はこちらにご相談ください

- ◆病気とお付き合いしながら地域での生活を継続しようとしている方
- ◆病気に対する不安を持っている方
- ◆日常生活の様々な不安を抱えている方など

◆次のようなアドバイスをしています

- ◆身体的不安や、精神的不安なときの対処について
 - ◆対人関係や経済的な問題について
 - ◆生活のリズム(食事・睡眠・服薬)が不安定なときの対処について
 - ◆薬の飲み方や通院について
 - ◆認知症による諸問題について
 - ◆福祉サービス等の利用について
 - ◆一人暮らしへのアドバイス
- ※その他のご相談にも応じます。

◆利用料について

◆ 1回の訪問につき

各種健康保険	3割負担
自立支援医療費制度 老人医療・ 後期高齢者医療	1割負担 (負担上限額あり)
生活保護・福祉医療	負担なし

◆訪問にかかる交通費（消費税込）

旧本荘市内 110円

旧本荘市外 220円の負担となります。

令和元年10月1日改定

詳しい内容等につきましては、

当院来院時、もしくはお電話で

地域移行推進室にお問い合わせください。